

第1回 大阪市下水道施設維持管理審議会

議事説明資料

令和7年7月8日

説明資料目次

1. 審議会の設置・スケジュール P 3 – 8
2. 大阪市下水道施設包括的管理業務委託の内容・PDCAサイクル P 9 – 12
3. 調査審議事項（実績報告）	
3-1. 要求水準・評価基準の達成状況（令和6年度） P 13 – 20
3-2. 包括委託に関連する第三者事故発生状況（令和6年度） P 21 – 31
3-3. 管路施設に対する業務計画の問題点（令和6年度） P 32 – 36
3-4. 処理場・抽水所施設に対する評価基準について P 37 – 38
4. 調査審議事項（諮問に向けて）	
4-1. 5年毎の業務委託条件の見直し（進め方の方針決定） P 39 – 54
5. その他報告事項	
5-1. 埼玉県八潮市における道路陥没を踏まえた対応状況 P 55 – 60
5-2. ウォーターPPPの業務内容 P 61 – 64
別添資料（モニタリングチェックシート） P 65 – 71

【議題 1】

大阪市下水道施設維持管理審議会 の設置・スケジュールについて

1. 審議会の設置・スケジュール

【有識者会議の開催経過】

～平成27年3月31日

《運転・維持管理担当者》

直営での運転・維持管理

大阪市職員（直営）

平成27年4月1日

運転・維持管理の
外部委託開始

「一般財団法人都市技術センター」（委託先）へ出向

平成29年4月1日

包括的維持管理
業務委託開始（5年間）

「クリアウォーターOSAKA株式会社」（受注者）へ転籍

令和4年4月1日

外部有識者会議を設置
長期契約開始（20年間）

受注者

「クリアウォーターOSAKA株式会社」

5年毎に契約内容の見直しを実施

（R7年4月現在、20年契約の4年目）

**長期契約の開始に伴い、外部有識者による業務履行状況の確認を実施
（「懇談会等行政運営上の会合等」として開催）**

1. 審議会の設置・スケジュール

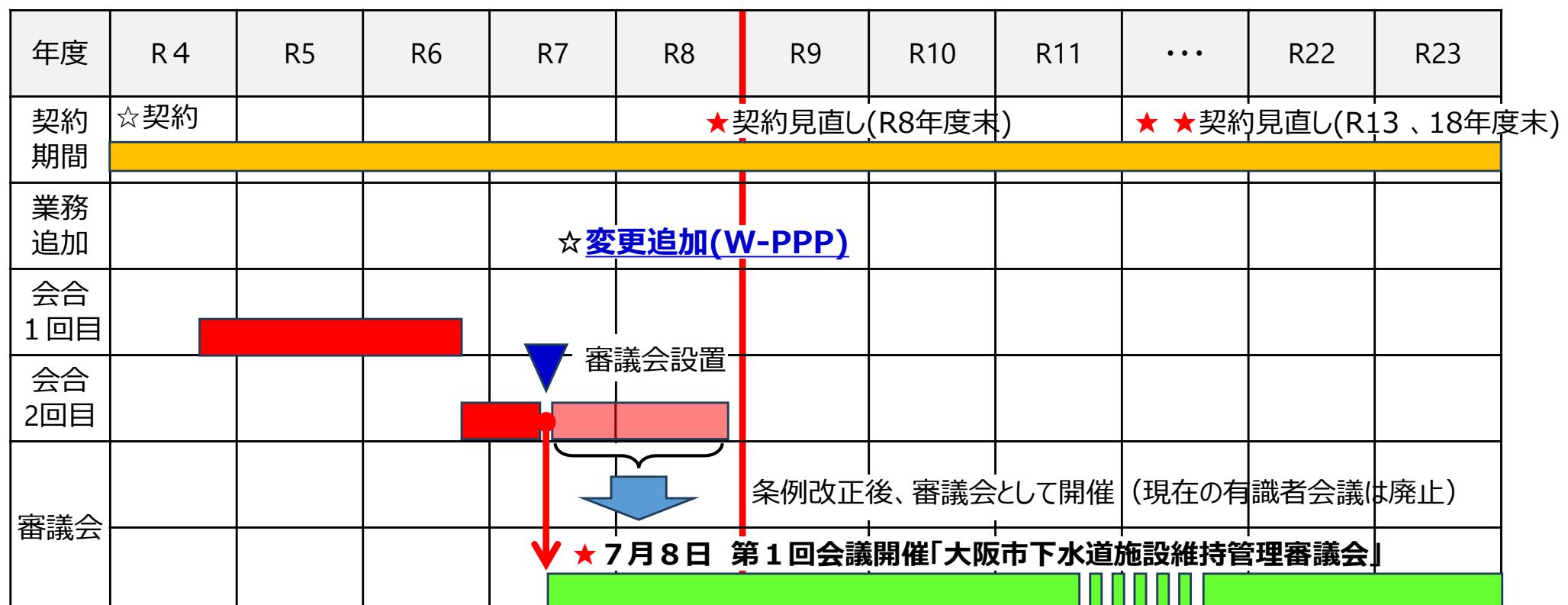
【条例に基づく審議会を設置する趣旨】

業務計画や履行状況など、個別の課題に応じて有識者の意見を聴取

➡ 維持管理と更新の一体マネジメントを進めるにあたり、維持管理業務が高度化・複雑化

➡ より長期的な視点に立ち、総合的かつ継続的に議論を行う会議体が必要

➡ **「時限的な会合」から「条例に基づく常設の審議会」へ移行**



※W-PPP（ウォーター-PPP）：下水道分野における維持管理・更新一体マネジメント

1. 審議会の設置・スケジュール

【審議会(附属機関)と有識者会議(会合)の違い】

	審議会	有識者会議
名称	大阪市下水道施設維持管理審議会	大阪市建設局下水道施設包括業務委託におけるPDCAを踏まえた業務委託条件見直しにかかる有識者会議
設置根拠	執行機関の附属機関に関する条例 大阪市下水道施設維持管理審議会規則	同設置要綱
会議成立	委員の半数以上の出席	特に規定無し
開催期間	令和7年5月29日～（期限なし）	令和7年1月21日～令和9年2月26日
委嘱期間	1任期2年（再任を妨げない）	1任期2年（最大4年）
担任事務	下水道施設の維持管理に関する事項の 調査審議 及び 市長に対する意見の具申（質問）	包括委託に対する意見・助言
組織	委員8人以内で組織	メンバー5人で組織
会議	会長が招集 (審議会の庶務は、建設局において処理する)	建設局が招集 (会議の事務局は、下水道部施設管理課が担う)
会議の目的	統一見解を出す （各メンバーの意見を踏まえ、議論を経て審議会としての統一見解を聽取する。）	意見を聴く （会議としての統一意見とせず、各メンバーの多様な意見を広く聴取する。真逆の意見があつても統一しない。）

1. 審議会の設置・スケジュール

【維持管理に関する事項の調査審議】

①維持管理業務に対する要求水準・評価基準の達成状況を評価

- ✓ 業務履行状況や事故発生状況から、サービス水準が確保できているかどうかを審議
- ✓ サービス水準に未達の場合、改善点・改善方法について審議

→ 審議会として、要求水準・評価基準の達成状況について評価していただく。

②維持管理業務において生じた課題への対応方針を評価

- ✓ モニタリングを通じて顕在化した課題への対応方針について、有効性・実行性等を審議
- ✓ 改善に至らないと推察される場合、別の対応方針について審議

→ 審議会として、有効性のある課題対応方針について評価していただく。

【市長に対する意見の具申】

③PDCAの観点を踏まえて実施する業務委託条件の見直し案を評価

- ✓ 業務履行状況、課題への対応を踏まえた業務改善、社会情勢等の変化に対応するため、業務委託条件（業務数量、上限額、サービスレベルなど）の妥当性等を審議
- ✓ 市の見直し案に課題がある場合、受注者側の視点や業務委託条件のるべき姿について審議

→ 審議会として、次期5か年の業務委託条件見直しに向け答申をまとめていただく
(市からの諮問については、次回審議会までに取りまとめる)

1. 審議会の設置・スケジュール

【業務委託条件の見直しスケジュール】

令和7年1月27日 第1回PDCAを踏まえた業務委託条件見直しにかかる有識者会議【済】

- ↓
- 4月下旬：作業スケジュール・見直し項目の確認
 - 6月中旬：業務履行実績（R4～6）や社会情勢の変動の確認、課題抽出

令和7年7月 第1回大阪市下水道施設維持管理審議会 →作業方針等の確認（審議内容）

- ↓
- 8月下旬：課題に対する改善方針について確認・意見交換、本市ストマネの意見交換
 - 10月上旬：CWOによる見直し案の確認・意見交換
 - 12月上旬：審議会に提示する契約条件見直し案のとりまとめ（CWO提案を市が精査）

この間で
審議会
に諮問

令和7年12月頃 第2回大阪市下水道施設維持管理審議会 →内容確認

← 状況により、
会議開催
回数を追加

- ↓
- 2月中旬：有識者の意見を踏まえた契約条件見直し案を修正内容について協議
 - 5月中旬：契約条件見直し案の最終とりまとめ、概算費用の算出

令和8年6月頃 第3回大阪市下水道施設維持管理審議会 →方針決定 答申提出（最終確認）

- ↓
- 令和8年7月 サマーレビュー、R9年度予算要求（債務負担行為再設定について財政協議）
 - ↓
 - 令和9年3月 市会（2月補正）の予算承認後、契約変更実施

【議題 2】

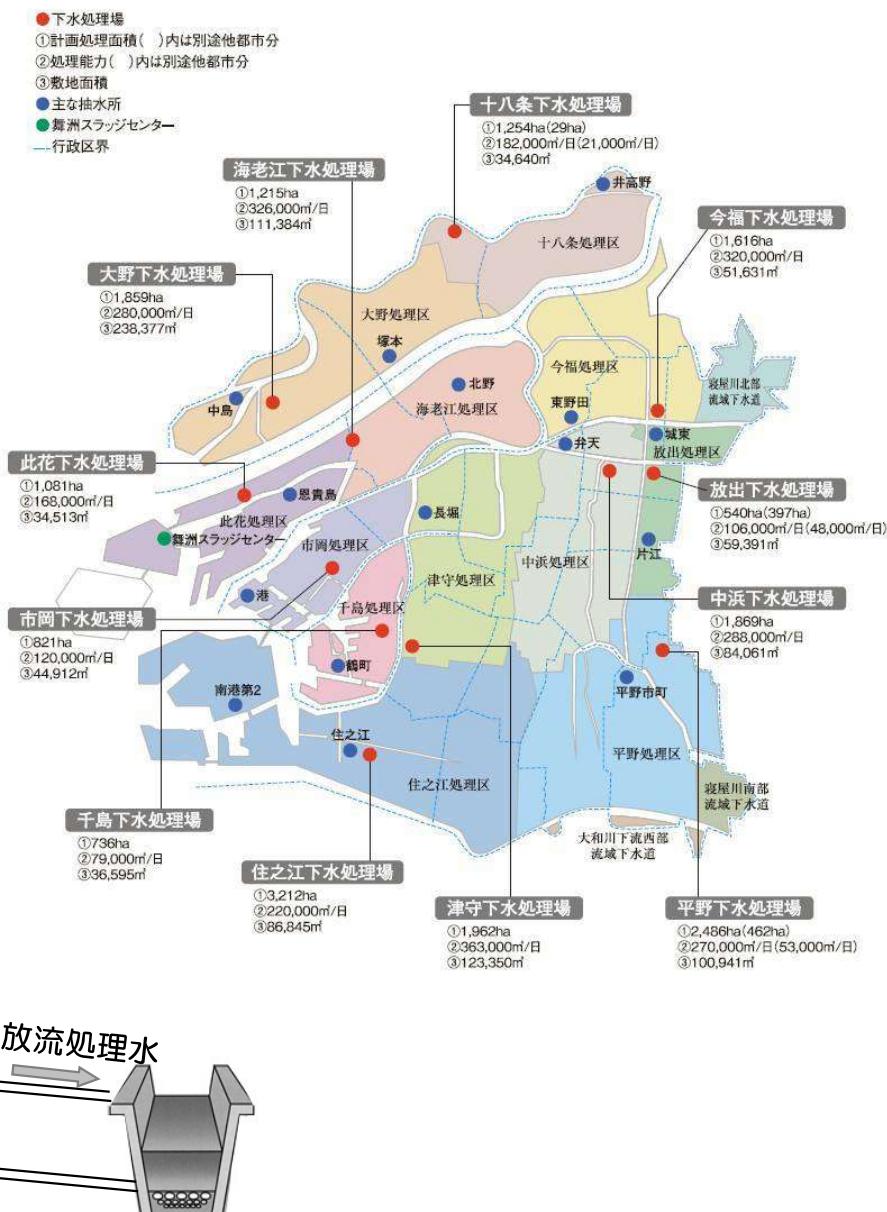
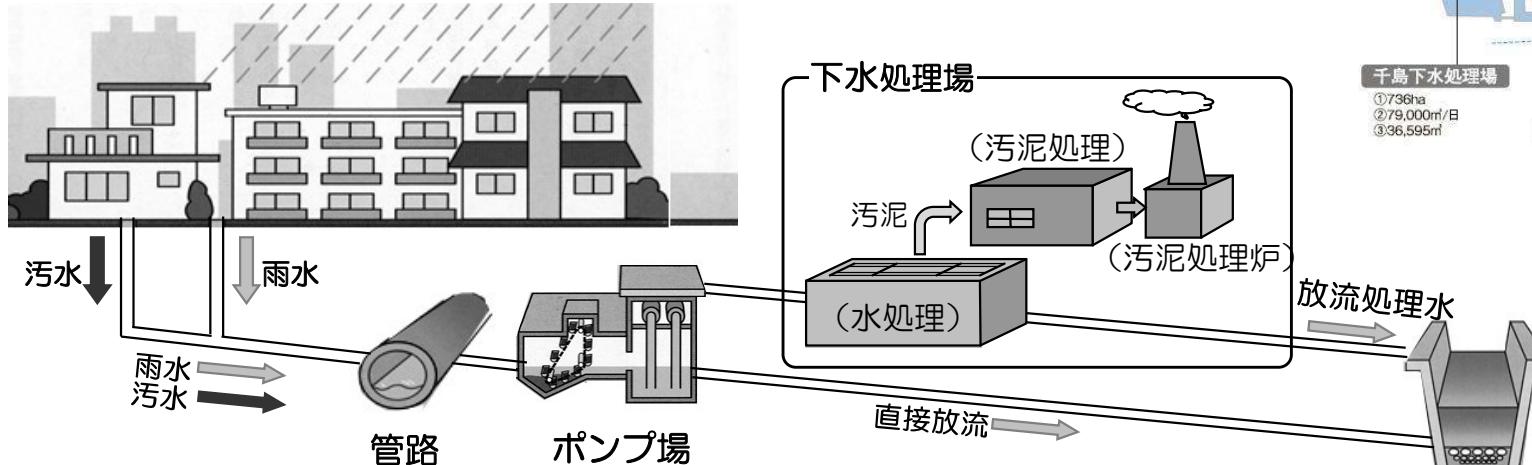
大阪市下水道施設包括的管理業務委託 の内容・PDCAサイクル

2. 大阪市下水道施設包括的管理業務委託の内容・PDCAサイクル

概要

- 契約相手：クリアウォーターOSAKA 株式会社
- 契約手法：随意契約
- 契約期間：20年間（業務実施期間：令和4年～令和23年度）
- 契約金額：約4,102億円（税込み）
- 委託内容：大阪市内で管理又は所有している下水道施設等について、維持管理業務を性能発注方式により包括的に委託。
- 対象施設：管渠施設（管渠約4,993km、マンホール約20万個所、集水ます約60万個所、取付管約1,900km）抽水所（ポンプ場59箇所）、下水処理場（12箇所）

下水処理イメージ



本市下水道施設の維持管理については包括的に業務委託している。（性能発注方式）

2. 大阪市下水道施設包括的管理業務委託の内容・PDCAサイクル

包括委託業務概要

- 委託名称 : 大阪市下水道施設包括的管理業務委託
- 契約相手 : クリアウォーターOSAKA 株式会社
- 契約手法 : 隨意契約
- 契約期間 : 20年間（令和3年～令和23年度：業務実施期間 令和4年～令和23年度）
- 契約金額 : 約4,102億円（税込み） ※R7年3月末時点
- 委託内容 : 大阪市内で管理又は所有している下水道施設等について、維持管理業務を性能発注方式により包括的に委託。

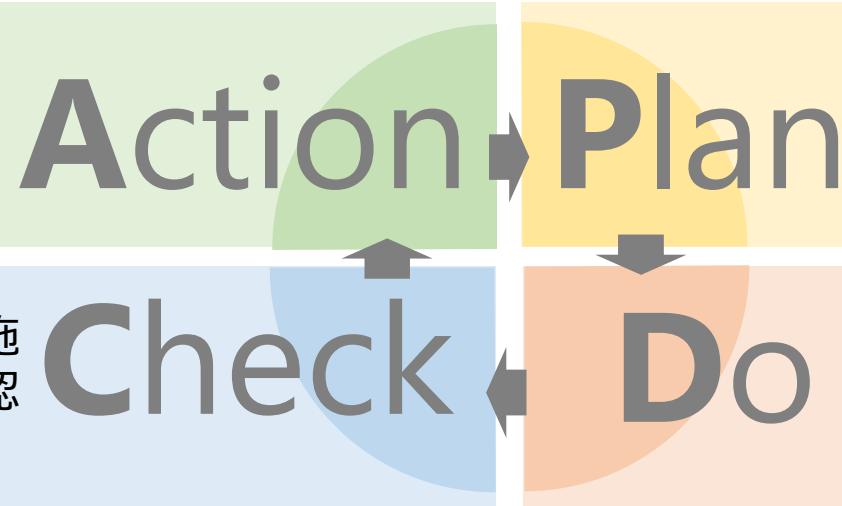


対象施設	主な業務内容
管渠施設 (管渠約4,993 km、マンホール約19万個所、集水ます約60万個所、取付管約1,900km)	<ul style="list-style-type: none">・ 計画的業務 (管路施設等の巡視・点検、調査、清掃、修繕、排水不良解消)・ 問題解決業務 (下水つまり、不法投棄、悪臭、危険個所等の問題解決)・ 住民対応等業務、緊急対応業務、災害等対応業務、改築業務等
抽水所（ポンプ場） (59箇所)	<ul style="list-style-type: none">・ 運転維持管理業務 (各種機器の運転操作及び監視、故障・災害時対応)・ 水質管理業務 (各種水質試験及び報告書作成)・ 保全業務 (各種機器等の点検、整備、清掃、修繕等)
下水処理場 (12箇所)	

2. 大阪市下水道施設包括的管理業務委託の内容・PDCAサイクル

PDCAの基本的な考え方

- 業務計画書の改善等による業務改善

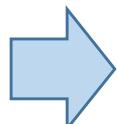


- 包括委託契約に基づく、業務計画書の作成
- 要求水準・評価基準値の遵守を目指した、取り組み内容の整理

- 業務計画書に基づく業務の実施
- 業務実績の記録

有識者会議での確認事項

PDCAの実施頻度	目的	頂きたい意見
毎年	<ul style="list-style-type: none">・業務改善による品質確保・コスト削減の着実な進捗確保	要求水準・評価基準に対する評価・ご意見、各基準値の適正性、確認された課題↔改善策に対する評価・ご意見、契約上の課題、維持管理業務に係る事故に対する再発防止策の有効性・問題点 等
5年ごと	<ul style="list-style-type: none">・時代の流れに対応した契約内容の確保	契約見直しの必要性に関する確認、社会情勢等を鑑みた業務体制・履行状況に対する課題、確認された課題↔改善策に対する評価・ご意見



CWOの業務履行状況を踏まえた課題・改善策、検討内容や方向性について、専門的なご意見を頂き、包括委託業務全体のベースアップを図る。

【議題 3 - 1】

要求水準・評価基準の達成状況 (令和 6 年度)

※モニタリング実施状況を含む

3-1. 要求水準・評価基準の達成状況(令和6年度)

【要求水準】業務モニタリング結果

	モニタリング項目 (アウトプット項目中心) モニタリングマニュアルで規定	要求水準・評価基準 (アウトカム) 特記仕様書で規定
管路施設	<p>40項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・巡視・点検・調査数量 ・つまり・清掃数量 ・市民対応状況 など <p>(頻度) 毎月報告・監視</p>	<p>3項目</p> <p>要求水準・評価基準値等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路陥没件数 ・下水つまり件数 ・申告対応時間 <p>(頻度) 毎月報告・監視</p>
処理場・ 抽水所施設	<p>46項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放流水質 ・エネルギー、薬品等使用量 ・雨水ポンプの運転 ・水処理、汚泥処理施設の状況 ・点検、修繕実施 ・災害対応要員の確保状況 <p>など</p> <p>(頻度) 每月、四半期、年1回の報告・監視</p>	<p>3項目</p> <p>要求水準・評価基準値等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポンプ運転に関する事項 (浸水発生、危険水位超過) ・放流水質 (pH、SS、BOD、COD、全窒素、全りん、大腸菌群数) ・ユーティリティ等に関する事項 (電力量、燃料、薬品等) <p>(頻度) 每月報告・監視</p>

3-1. 要求水準・評価基準の達成状況(令和6年度)

【要求水準】業務モニタリング結果

	要求水準	発生数	評価
管路	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 道路陥没、下水つまりによる第三者被害 0件。 ただし、その原因が本市の管理施設に起因しない場合や受注者の過失によらない場合を除く（令和6年度における第三者被害の事故発生：4件） 	※ 0件	○
ポンプ運転	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ポンプ運転に起因する「浸水」を発生させない。 ただし、受注者の過失によらない場合を除く 	0回	○
下水処理場・抽水所	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 水質試験の各回測定値が水質汚濁防止法及び下水道法に定める基準を超えない。 <u>【項目】pH、SS、BOD、全窒素、全りん、大腸菌群数</u> ➤ 自動観測局の測定値から算出した値が総量規制基準（L値）を超えない。 <u>【項目】COD、全窒素、全りん</u> <p>停電及び設備の故障等やむを得ない理由がある場合、有害物質等の流入や汚泥処理炉系（包括業務外）の事故等による脱水分離液処理水の悪化が生じた場合、降雨の状況により放流水質に影響を及ぼす場合などを除く。</p>	全項目 超過 なし	○

※ 令和6年4月以降、包括委託に関連する事故(4. 包括委託に関連する事故発生状況にて事案紹介)は発生しているが、CW0の過失等により要求水準未達となる事案は発生していないため、0件である。

3-1. 要求水準・評価基準の達成状況(令和6年度)

【評価基準】業務モニタリング結果

	評価基準	発生数	評価
管路	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 道路陥没、下水つまりの発生件数。 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>道路陥没: 年間 265 件以内</u> ・<u>下水つまり: 年間 935 件以内</u> ➤ 開庁時間内における道路陥没、下水つまりの申告対応時間。 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>現場到着時間 : 2時間45分以内</u> 	<p>道路陥没 : <u>173件 (65%)</u> 下水つまり : <u>524件 (56%)</u></p> <p>現場到着件数 : 全件超過なし →発生 <u>437件</u> →最遅到達時間 2時間30分</p>	○
ポンプ運転	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「危険水位」を超過しない。 	超過なし※	○
下水処理場・抽水所	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 混合水質試験の各回測定値が基準を超過しない。<u>【項目】SS、BOD</u> ➤ 自動観測局における日間荷重平均値が基準を超過しない。 <u>【項目】COD、全窒素、全りん</u> 	5項目 超過なし※	○
ユーティリティ等	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 電力・薬品等の原単位もしくは年間使用予定量を超過しない。 	超過なし※	○

※ 令和6年4月以降、危険水位超過(3-1. 要求水準・評価基準の達成状況(令和6年度)にて事案紹介)は発生しているが、CW0のポンプ運転掛け遅れ等により危険水位超過となる事案は発生していないため、0件である。

また、放流水質、ユーティリティもCW0の過失による超過事案は発生していないため、0件である。

3-1. 要求水準・評価基準の達成状況(令和6年度)

モニタリング結果総括表

※項目ごとのモニタリング結果については、別添資料を参照

【管路施設】

	東部	西部	南部	北部
○：問題なし	37項目／37項目	40項目／40項目	34項目／34項目	36項目／36項目
△：改善要	0項目／37項目	0項目／40項目	0項目／34項目	0項目／36項目
×：問題あり	0項目／37項目	0項目／40項目	0項目／34項目	0項目／36項目
6年度実績無	3項目	0項目	6項目	4項目

総評：特に改善が必要な項目は、確認されなかった。

【下水処理場・抽水所施設】

	東部	西部	南部	北部
○：問題なし	46項目／46項目	46項目／46項目	46項目／46項目	46項目／46項目
△：改善要	0項目／46項目	0項目／46項目	0項目／46項目	0項目／46項目
×：問題あり	0項目／46項目	0項目／46項目	0項目／46項目	0項目／46項目

総評：特に改善が必要な項目は、確認されなかった。

ポンプ運転状況や電力・薬品等の使用状況において目標達成できていないものについては、後段で説明。

3-1. 要求水準・評価基準の達成状況(令和6年度)

【評価基準】ポンプ運転 危険水位超過について

● ポンプ運転

令和6年度については、6降雨（6月18日、6月23日、7月12日、7月16日、8月6日、11月2日）に17機場にて延べ25回危険水位を超過。

月日	下水処理場 抽水所名	超過高さ (m)	超過時間 (分)
R6.6.18 (火)	桜川抽水所	0.14	1
R6.6.23 (日)	片江抽水所	0.23	8
R6.7.12 (金)	南港第1抽水所	0.65	7
R6.7.16 (火)	弁天抽水所	9.86	40
R6.7.16 (火)	鶴町抽水所	0.74	24
R6.7.16 (火)	南港第1抽水所	1.71	50
R6.7.16 (火)	南港第2抽水所	3.09	52
R6.7.16 (火)	平林抽水所	1.12	39
R6.7.16 (火)	平野市町抽水所	0.18	6
R6.8.6 (火)	今福下水処理場	0.40	19
R6.8.6 (火)	江野川抽水所	0.13	6

【 11月2日 】	超過 高さ (m)	超過 時間 (分)
中浜処理場（西）	0.27	9
弁天抽水所	14.43	126
今福処理場	0.05	2
東野田抽水所	0.09	3
片江抽水所	1.16	21
長堀抽水所	0.04	6
鶴町抽水所	0.96	19
住之江抽水所	12.47	34
平林抽水所	1.27	18
南港第1抽水所	1.66	27
南港第2抽水所	3.47	49
平野市町 抽水所	翼幹線 茹田幹線	2.04 0.67
恩貴島抽水所（西）	0.19	8
国次抽水所	0.35	16

- ・掛け遅れ無し
危険水位超過までに
可動ポンプ全台運転
- ・10mm / 10分
60mm / 1時間
未満の雨で危険水位を
超過しない

※ 危険水位超過のあった機場でポンプの掛け遅れによる浸水は発生していない。

3-1. 要求水準・評価基準の達成状況(令和6年度)

【評価基準】ユーティリティ使用量の超過について(1)

● ユーティリティ

- ・ユーティリティの評価基準は、年間の原単位及び使用量であり、抽水所を含めた処理区単位で集計
- ・赤文字黄色着色している項目は、達成率が低かった項目
※赤文字黄色着色している項目は、降雨の影響を大きく受けるため再考が必要

評価項目		評価	A達成数	評価項目		評価	A達成数	評価項目		評価	A達成数
電力 (処理場)	原単位	B	8/12	安定化第1鉄	B	2/5		上水	B	10/12	
	使用量	B	8/12	鉄アルミ混合薬剤	B	2/3		工業用水	A	12/12	
電力 (抽水所)	B	2/12		ポリ硫酸第2鉄	B	6/7		水酸化マグネシウム	A	1/1	
次亜塩素 酸 ナトリウム	原単位	B	11/13	水酸化ナトリウム	A	4/4		炭酸ナトリウム	A	1/1	
	使用量	B	12/13	臭化ナトリウム	A	1/1		硫酸	A	1/1	
高分子 凝集剤	原単位	B	6/7	A重油	B	2/12		消泡剤	A	1/1	
	使用量	A	7/7	灯油・軽油	B	4/7		活性促進剤	A	1/1	
ポリ塩化アルミニウム	A	3/3		都市ガス	A	2/2		工業用並塩	A	1/1	

A : 評価基準を満たしている。

B : 評価基準未達であるが、速やかに是正措置・報告が行えている。

C : 評価基準未達があり、是正措置・報告が行えていない。

D : 評価基準未達があり、その原因が維持管理上の過失によるものである。

平野下水処理場 脱水分離液処理施設

3-1. 要求水準・評価基準の達成状況(令和6年度)

【評価基準】ユーティリティ使用量の超過について(2)

『処理区毎の評価』

特定の処理区で継続して超過していないか確認

● 水質

「全りん」 大野下水処理場 R5、R6年度に連続して超過。長雨による流入水中有機物濃度の低下
※水処理系の工事に伴う休止池があった影響も考えられる。

● ユーティリティ

「ポリ硫酸第2鉄」

千島下水処理場:評価基準値設定後、放流水質のリン対策仮設注入設備設置、R4年度以降毎年超過

「安定化塩化第1鉄」

長堀雨水滯水池:臭気対策のため超過(R5~6)

市岡処理場・港抽水所:送水管内の臭気対策のため運用変更しており毎年超過(運転手法を模索中)

引き続き、各項目について検証を続けていく

【議題 3 - 2】

包括委託に関する第三者事故発生状況 (令和 6 年度)

3-2. 包括委託に関する第三者事故発生状況(令和6年度)

【事故の程度】の考え方

業務委託契約書（第39条の4、第41条の2第5項）に定める別紙1に準じ、事故の程度の判定を行う

●要求水準未達の事項の定義（業務委託契約書第39条の4）

設計図書に定める要求水準に満たない事項とは、受注者の業務の履行によって、特記仕様書共通編第49条に定める要求水準を満たしていない事象が生じた場合において、受注者に過失があり生じたものと発注者が認める場合を示すものとする。

●一般規定に抵触する事項の定義（業務委託契約書第41条2第5項）

設計図書に定める一般規定に抵触する事項とは、受注者が大阪市競争入札参加停止措置要綱の別表の各項に掲げる措置要件のいずれかに該当すると発注者が認める場合を示すものとする。

事故の程度判定	事故の程度	R6年度件数	措置内容
要求水準未達	大	0件	損害金・違約金の請求や、当該事象に対する是正を求める。
一般規定に抵触（ペナルティーポイント有）	中	0件	是正計画書の提出や、第三者委員会設置による調査・検討と外部講師等を招いた社内研修の実施を求める。
一般規定に抵触（ペナルティーポイント無）	小	3件 ※ (R5 : 20件)	必要に応じて自主改善する。
一般規定に抵触なし			

※別途、審議中案件2件あり

3-2. 包括委託に関する第三者事故発生状況(令和6年度)

【事故の程度】の考え方

一般規定に抵触する事項については、事故の程度によりペナルティポイントを付している

【一般規定に抵触する事項の定義】 (包括業務委託 契約書 別紙1)

<大阪市競争入札参加停止措置要綱 別表>

1. 粗雑な契約の履行
2. 契約違反等
3. 公衆災害事故
4. 工事等関係者事故
5. 贈賄
6. 独占禁止法違反行為
7. 刑法上の談合等
8. あっせん利得処罰法違反行為
9. 虚偽記載
10. 暴力行為等
11. 建設業法違反
12. その他の法令違反
13. 不正又は不誠実な行為
14. その他

※本契約にて主な対象となる項目は 1. 3. となる。

【事故の程度】			
処置の方法 措置要件等		「事故調査委員会」の開催が適当である事故	「事故調査委員会幹事会」の開催が適当である事故
ペナルティーポイント有無		有	無
公衆損害事故	過失による粗雑な契約の履行等に起因する事故	<ul style="list-style-type: none">過失による粗雑な契約の履行等に起因し、重大な事故を発生させた場合	<ul style="list-style-type: none">左記に該当する事故のうちその被害が軽微と認められる場合
	人的被害	<ul style="list-style-type: none">工事等関係者以外の一般市民に、死亡または重体、救急搬送もしくは入院を要する事故を発生させた場合	<ul style="list-style-type: none">左記よりも軽度ではあるものの、継続的な通院、治療が必要な負傷を負わせた場合
	物的被害	<ul style="list-style-type: none">損害額が概ね100万円以上の被害を生じさせた場合	<ul style="list-style-type: none">損害額が概ね100万円に満たない被害を生じさせた場合
	道路の通行止	<ul style="list-style-type: none">幹線道路（国道・府道・主要市道等）で車両通行止めなど重大な通行障害を発生、または繁華街等で混乱を招く通行障害や駅前広場等の機能に障害を発生させた場合	<ul style="list-style-type: none">幹線道路（国道・府道・主要市道等）で車線制限、その他の道路で車両通行止めを発生させた場合
	鉄道・軌道等公共交通の運行障害	<ul style="list-style-type: none">鉄軌道の運行に遅延、運休を生じさせたとき	<ul style="list-style-type: none">路線バスの運行に遅延、経路変更、運休を生じさせたとき
	ライフラインの損傷	<ul style="list-style-type: none">停電・断水等ライフラインを損傷させた事故で、影響が概ね100件以上の場合	<ul style="list-style-type: none">停電・断水等ライフラインを損傷させた事故で、影響が100件に満たない場合

3-2. 包括委託に関する第三者事故発生状況(令和6年度)

発生事故まとめ

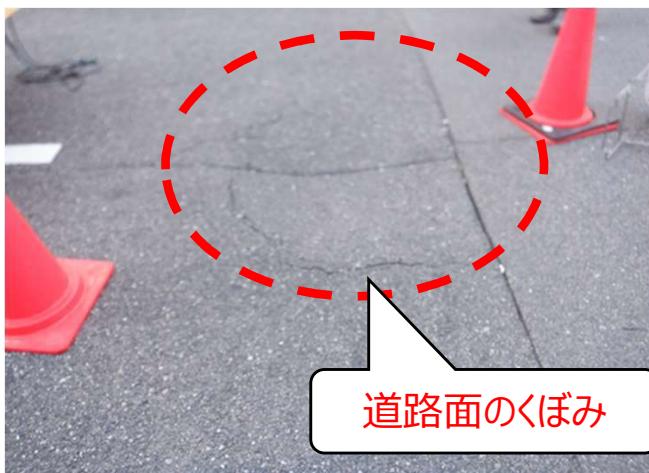
発生施設	事故内容	発生件数	事故の程度				発生原因内訳				
			大	中	小	計	老朽化	安全対策	確認不足	起因なし	計
管路施設	道路陥没	1件	—	—	1件	1件	1件				1件
	マンホール蓋ズレ	1件	—	—	1件	1件	1件				1件
	危険ます	1件	—	—	1件	1件				1件	1件
	下水管詰まり	1件	審議中								
	作業中事故	0件	—	—	0件	0件					
	不明管閉塞	0件	—	—	0件	0件					
下水処理場 抽水所	管理施設事故	1件	審議中								
合計		5件	—	—	3件	3件	2件	0件	0件	1件	3件

※次ページに1件別の事故発生状況詳細を記載

3-2. 包括委託に関する第三者事故発生状況(令和6年度)

管路(道路陥没:1件)

発生日	概要	原因	これまでの維持管理	再発防止策	事故の程度
10月11日	道路陥没による自転車転倒	取付管の劣化(老朽化)	計画に基づいた巡視	同一区間において取付管について点検。	小



道路面のくぼみ発生状況

舗装撤去により空洞確認

応急処置完了
※後日、取付管を取替え済

3-2. 包括委託に関する第三者事故発生状況(令和6年度)

管路(マンホール蓋ズレ:1件)

発生日	概要	原因	これまでの維持管理	再発防止策	事故の程度
5月15日	マンホール蓋ズレ上がりによる車両損傷	蝶番欠落 (老朽化)	計画に基づいた点検	同一区間においてマンホール蓋について点検。	小



現況マンホール（1995年設置）



蝶番欠落状況



3-2. 包括委託に関する第三者事故発生状況(令和6年度)

管路(危険ます:1件)

発生日	概要	原因	これまでの維持管理	再発防止策	事故の程度
12月16日	集水ます鉄蓋ズレ上がりによる車両損傷	縁石欠落 (老朽化)	計画に基づいた点検	<ul style="list-style-type: none">同一区間において集水ます鉄蓋について点検。下水道台帳への記録。必要に応じて、土地所有者への指導等の事故防止対策検討。	小

縁石欠落 (民地側)



鉄板下に集水ます (I型) あり
※鉄板はCWOが設置

3-2. 包括委託に関する第三者事故発生状況(令和6年度)

管路(下水管詰まり:1件)

発生日	概要	原因	これまでの維持管理	再発防止策	事故の程度
12月8日	取付管詰まりによる敷地内汚損	木根侵入による排水阻害	計画に基づいた巡視	同一区間において取付管について点検。	審議中



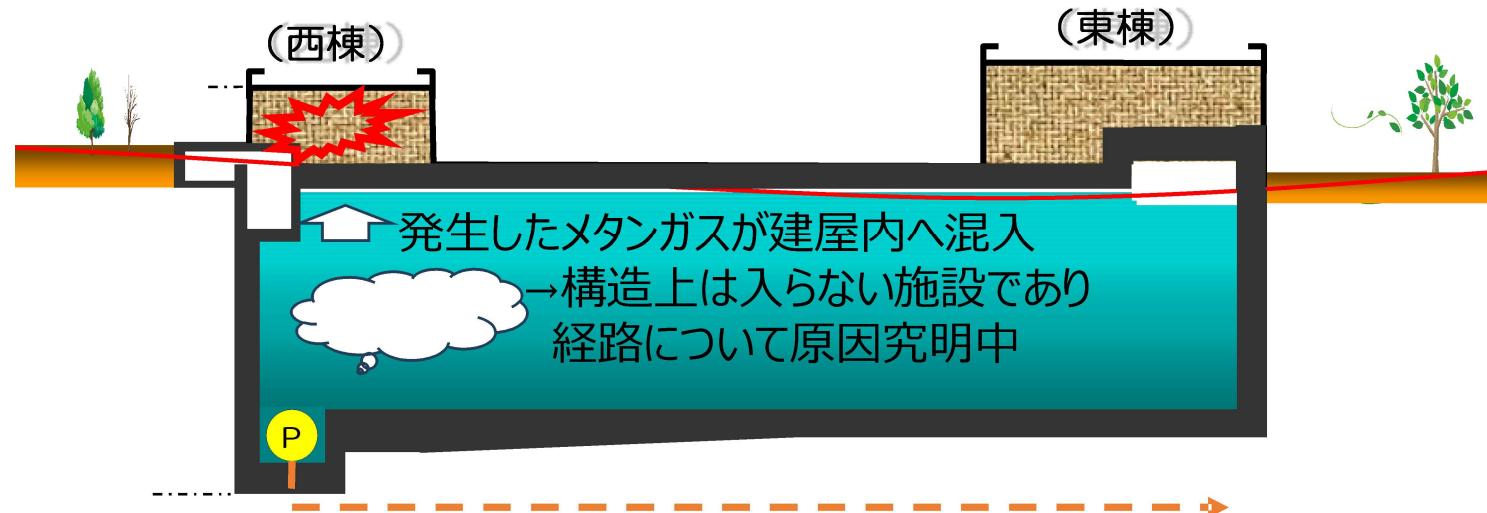
3-2. 包括委託に関する第三者事故発生状況(令和6年度)

処理場・抽水所(運転管理中の事故:1件)

【長堀抽水所雨水滯水池】

事故発生の原因（推測）

- ・西棟建屋内は、通常では滯水池の池内のガスは入る構造ではない。
- ・何らかの原因で、西棟建屋内に可燃性ガスが混入した。
- ・ポンプ運転に伴う操作盤内の火花により可燃性ガスに引火し爆発した可能性があると推測している。



3-2. 包括委託に関する第三者事故発生状況(令和6年度)

処理場・抽水所(運転管理中の事故:1件)

・被害状況（令和7年5月9日現在）

人的被害：本市職員1名、包括事業受託者2名、受注者1名（4名とも軽傷）

物的被害：滯水池建屋の窓などの破損、設備の破損、近隣マンションの窓等の破損、車両の破損等27件



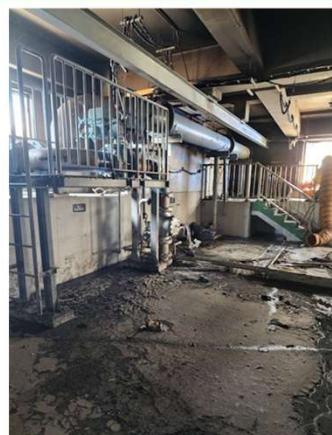
西側建屋北面の状況



西側建屋西面の状況



西側建屋東面の状況



西側建屋内の状況



・今後のスケジュール

令和6年度内の有識者会議において、原因、運用改善・再発防止策について整理

令和7年度現在、別途有識者会議にて原因及び再発防止策に関する報告書をとりまとめているところ

3-2. 包括委託に関する第三者事故発生状況(令和6年度)

H29-R6 事故発生件数（過年度比較）

		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
管路	大	0	0	0	0	0	0	0	
	中	0	0	0	0	0	0	0	4※
	小	13	5	2	6	2	12	19	
処理場 ・抽水所	大	0	0	0	0	0	0	0	
	中	1	1	2	4	1	2	0	1※
	小	2	3	3	0	0	0	1	
合計	大	0	0	0	0	0	0	0	
	中	1	1	2	4	1	2	0	5※
	小	15	8	5	6	2	12	20	

※今後、CWOの過失有無について審議予定

【議題 3 – 3】

管路施設に対する業務計画の問題

3-3. 管路施設に対する業務計画の問題点

【性能発注の取組】

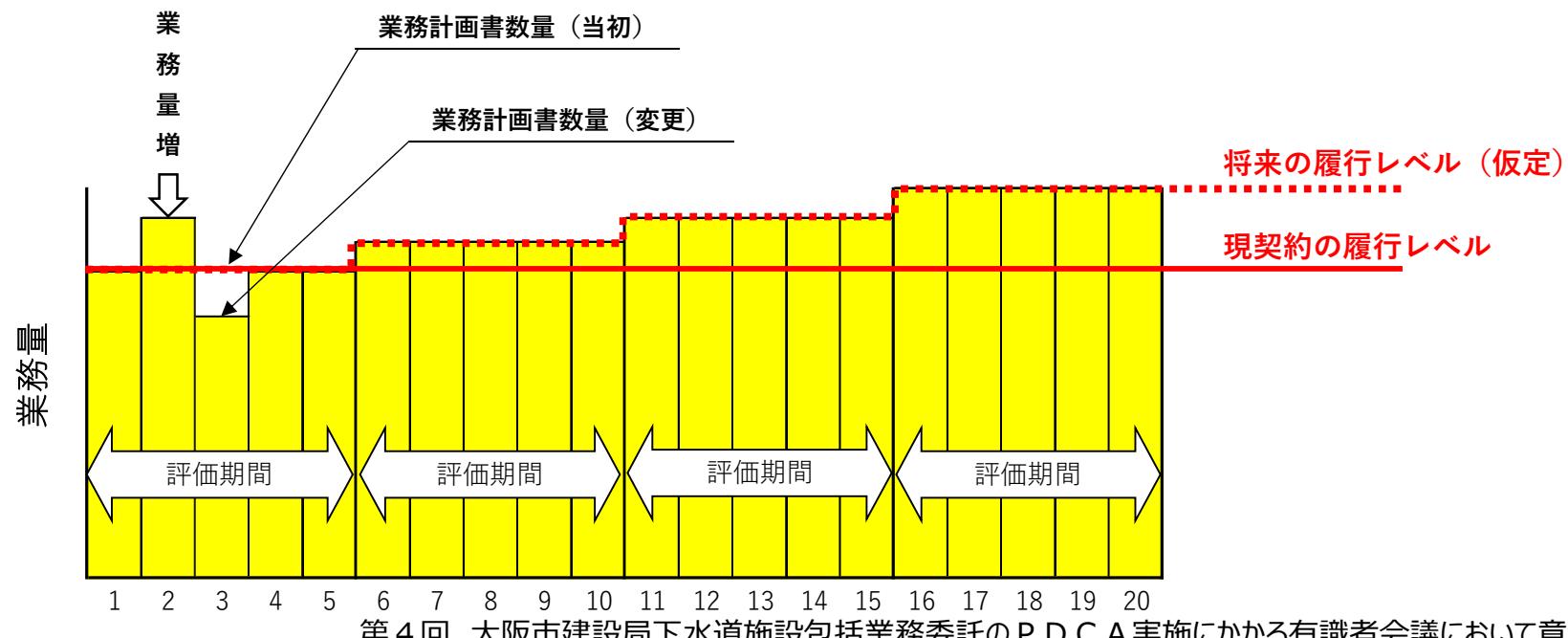
- ✓ 2期目の契約では、受注者の創意工夫による業務の効率化を引き出すため**性能発注の取組を加速**。
- ✓ 創意工夫の余地のある計画的業務（巡回点検調査、清掃、修繕など）や改築業務については、**一定の委託料※で受注者の裁量により業務履行**している。

※契約書に過年度の業務数量を明示しており、履行レベル（トータルの業務量）を確保するよう業務計画を立案
※履行レベルを評価するために工種毎の係数（重み）を設定し、受発注者間で共有

【履行数量の取扱い】

- ✓ 固定費払いとしている管路施設に対する維持管理業務における履行数量の取扱いについては、**5年平均※で契約上の履行レベルを確保すること**としている。

※単年度で履行レベルを確保するには常に100%を上回る必要があり、余分な業務(無駄)が発生する恐れがあるため



3-3. 管路施設に対する業務計画の問題点

【包括委託におけるリスク分担】

【別紙-8】責任（リスク）分担

区分	責任（リスク）の種類	責任（リスク）の内容	分担	
			発注者	受注者
	水質管理責任	下水道法における管理責任	○	
	水質汚濁防止法上の責任	公共水域に排水する水質基準達成の責任	○	
	処理施設の運用責任	施設の能力が最大限発揮できるような施設の適切な運用、調整		○
	廃棄物処理法上の責任	スクリーンかす、沈砂、浚渫汚泥の処分に関する責任 上記以外の廃棄物の処理、処分に関する責任	○ ○	
	消防法、電気事業法等の保安に関する責任	法令により設置者の責任・義務と規定されているもの 上記以外で本委託業務による防火管理及び保安管理等の実施	○ ○	
	その他法令違反のリスク	施設の構造、性能等その所有者の責となるもの 上記以外	○ ○	
	法令の変更リスク	本委託業務に直接関係する法令の変更 広く一般的に適応される法令の変更	○ ○	
	税制度変更リスク	消費税等の変更に関するもの 上記以外	○ ○	
共通	第三者賠償責任	本委託業務に伴うもので受注者の責によるもの 上記以外	○ ○	
	事故・災害リスク	本委託業務に伴うもので受注者の責によるもの 受注者の業務上における過失がない施設の瑕疵・損傷に伴うもの	○ ○	
	台風・大雨・地震等の自然災害対応リスク	施設の監視、運転、故障対応等の業務に対するリスク 危機的状況等に伴う発注者の指示による対応業務に対するリスク	○ ○	
	住民対応責任	本委託業務の履行に伴うもの 上記以外の本市の政策に関するもの	○ ○	
	施設の損傷・故障リスク	本委託業務の不履行及び履行不備に伴うもの 上記以外	○ ○	
	契約予算不足によるリスク	発注者の責による契約予算不足による執行不足リスク	○	
	環境保全リスク	受注者の業務履行に伴うもの 受注者が注意義務を怠ったことによる悪臭・騒音の発生、有害物質の流出等 上記以外	○ ○ ○	
	性能・要求水準の未達リスク	受注者の責によるもの 受注者の責によらないもの	○ ○	

区分	責任（リスク）の種類	責任（リスク）の内容	分担	
			発注者	受注者
	管路のつまり	受注者の責によるもの 受注者の責によらない管路の老朽化及び第三者の行為に原因があるもの	○	
	道路陥没による被害リスク	受注者の責によるもの 受注者の責によらない管路の老朽化及び第三者の行為に原因があるもの	○	
	調査点検等の不備による浸水リスク	受注者の責による維持管理の不備 施設能力を超過する降雨等不可抗力によるもの 対処不能なごみづまりなど受注者の責によらないものの	○	
	ポンプ等の運転不良による浸水リスク	受注者の責めとなるポンプ運転の遅れ、維持管理の不備によるポンプ運転不良 停電及び施設能力を超過する降雨等不可抗力によるもの 上記以外		○
	下水処理場等	本委託の対象施設の機能維持に必要な点検・整備並びに仕様書に基づく修繕及び緊急修繕の実施 上記以外		○
	対象施設の機能維持責任	受注者が実施する修繕等の履行に伴うもの 発注者が契約する工事、修繕に伴うもの	○	
	対象施設の機能・能力低下リスク	上記以外	○	
	修繕等による施設の損傷リスク	受注者が実施する修繕等に伴うもの 受注者が実施する修繕及び点検等の履行管理業務の不備に伴うもの 発注者が実施又は契約する修繕等によるもの		○

※施設の配置、構造及び能力等が所期の基準に適合していない場合は発注者とする。

※上記のリスク分担は基本的な考え方を示すものとする。

管路の老朽化に原因がある不具合については、
発注者が責任（リスク）を担っている。

3-3. 管路施設に対する業務計画の問題点

【CWOの業務計画】

→ 全体の履行レベルは満足しているが、項目ごとに履行状況が異なる。(受注者の裁量)

項目	単位	種別	係数 昼間+夜間	①契約内容				②CWO業務計画				差(②-①)		
				過去実績等 (別紙-12)	5年間の 業務量	ポイント (業務量×係数)	実績数量		計画数量		5年間の 業務量	ポイント (業務量×係数)		
							令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度			
巡視	m	修繕	1.000	970,000	4,850,000	4,850,000	1,149,287	1,173,357	616,434	759,620	970,000	4,668,698	4,668,698	-181,302 -181,302
点検	箇所	修繕	43.252	12,020	60,100	2,599,433	53,612	78,113	76,389	65,000	65,000	338,114	14,624,039	278,014 12,024,606
取付塩ビ管布設	m	修繕	533.957	2,908	14,540	7,763,732	4,527	3,750	5,598	2,200	2,200	18,275	9,758,061	3,735 1,994,329
		改築	505.014	6,169	30,845	15,577,169	5,241	4,136	5,482	5,000	5,000	24,859	12,554,153	-5,986 -3,023,016
マンホール蓋取替	個所	修繕	1,250.410	138	690	862,783	230	240	324	10	10	814	1,017,834	124 155,051
		改築	1,359.698	238	1,190	1,618,040	285	346	183	10	10	834	1,133,988	-356 -484,052
舗装路面2次復旧	m2	修繕	143.842	11,189	55,945	8,047,225	20,355	13,594	16,368	20,000	20,000	90,317	12,991,353	34,372 4,944,128
		改築	141.036	30,501	152,505	21,508,691	26,799	19,013	18,567	35,000	35,000	134,379	18,952,273	-18,126 -2,556,418
車止め設置	本	修繕	478.683	1	5	2,393	0	4	33	1	1	39	18,669	34 16,275
		改築	478.683	1	5	2,393	0	0	0	1	1	2	957	-3 -1,436
立入り防止柵設置	m	修繕	94.072	54	270	25,399	16	2	54	40	40	152	14,299	-118 -11,100
		改築	93.576	68	340	31,816	14	0	0	50	50	114	10,668	-226 -21,148
門扉設置	組	修繕	752.043	1	5	3,760	1	0	1	1	1	4	3,008	-1 -752
		改築	721.568	3	15	10,824	0	2	0	2	2	6	4,329	-9 -6,494
特殊業務(半日)	個所	修繕	4,330.193	2	10	43,302	7	2	1	2	2	14	60,623	4 17,321
特殊業務(1日)	個所	修繕	5,794.158	2	10	57,942	3	4	0	2	2	11	63,736	1 5,794
試験掘	個所	修繕	1,133.475	58	290	328,708	96	55	65	47	47	310	351,377	20 22,669
		改築	1,153.755	21	105	121,144	12	16	15	20	20	83	95,762	-22 -25,383
下水管きよ調査 (本管)	m	修繕	8.273	18,924	94,620	782,827	9,943	5,650	17,026	25,000	25,000	82,619	683,538	-12,001 -99,289
		改築	7.971	154,865	774,325	6,172,317	168,586	152,063	134,947	135,000	135,000	725,596	5,783,888	-48,729 -388,430
下水管きよ調査 (マンホール目視)	個所	修繕	56.698	23,468	117,340	6,652,925	0	0	0	0	0	0	0	-117,340 -6,652,925
下水管きよ調査 (取付管)	個所	修繕	42.518	84,470	422,350	17,957,471	52,177	73,834	61,095	45,000	53,600	285,706	12,147,644	-136,644 -5,809,828
下水管きよ清掃	m	修繕	13.691	31,590	157,950	2,162,438	29,408	43,577	55,365	36,700	36,700	201,750	2,762,088	43,800 599,650
		改築	4.741	130,270	651,350	3,088,055	147,888	111,430	104,501	115,000	115,000	593,819	2,815,300	-57,531 -272,755

ポイント合計= 100,270,788

ポイント合計= 100,516,284

ポイント合計= 245,495

:直営作業
:外注作業

着色している工種については、履行数量が過去実績等 (別紙12) を下回っているものを示す。 35

3-3. 管路施設に対する業務計画の問題点

問題点① ストックマネジメント計画に対して、管渠調査の履行数量が下回っている。

項目	単位	種別	係数 昼間+夜間	①契約内容			②CWO業務計画						差(②-①)	
				過去実績等 (別紙-12)	5年間の 業務量	ポイント (業務量×係数)	実績数量			計画数量		5年間の 業務量	ポイント (業務量×係数)	
							令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度			
下水管きよ調査 (本管)	m	修繕	8.273	18,924	94,620	782,827	9,943	5,650	17,026	25,000	25,000	82,619	683,538	-12,001 -99,289
		改築	7.971	154,865	774,325	6,172,317	168,586	152,063	134,947	135,000	135,000	725,596	5,783,888	-48,729 -388,430
下水管きよ調査 (マンホール目視)	個所	修繕	56.698	23,468	117,340	6,652,925	0	0	0	0	0	0	0	-117,340 -6,652,925
下水管きよ調査 (取付管)	個所	修繕	42.518	84,470	422,350	17,957,471	52,177	73,834	61,095	45,000	53,600	285,706	12,147,644	-136,644 -5,809,828

マンホール目視調査については、確認内容を簡略化して実施している。(点検としてカウント)

→ 管渠調査が遅れることで適切なタイミングで改築できず、**道路陥没などの事故が発生する恐れ**がある。

問題点② CWOの履行状況が、特定の工種（点検）に偏っている。

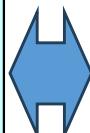
項目	単位	種別	係数 昼間+夜間	①契約内容			②CWO業務計画						差(②-①)	
				過去実績等 (別紙-12)	5年間の 業務量	ポイント (業務量×係数)	実績数量			計画数量		5年間の 業務量	ポイント (業務量×係数)	
							令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度			
点検	箇所	修繕	43.252	12,020	60,100	2,599,433	53,612	78,113	76,389	65,000	65,000	338,114	14,624,039	278,014 12,024,606

→ 業務量が偏ることでそれ以外の業務履行に遅延が生じ、**安全確保の不備や苦情発生の恐れ**がある。
(舗装路面2次復旧が適切なタイミングで実施できていない事象が顕在化している。)

第1回 大阪市建設局下水道施設包括業務委託におけるP D C Aを踏まえた業務委託条件見直しにかかる有識者会議において報告済

【市の見解】

- ✓ 性能発注であり、業務量の配分はCWOの裁量に委ねているが、市民の安全安心の確保や本市施策（ストックマネジメント）に支障をきたさないよう、**業務量を適切に配分すべき**。
- ✓ リスク分担や対外的な説明責任は、市が担っている。
- ✓ CWOが策定した業務計画では上記課題があるため、業務量を適正配分するよう是正を求めている。



【CWOの見解】

- ✓ 性能発注であり、業務量の配分はCWOの裁量範囲である。
- ✓ 直営作業でポイントを稼ぎ、外注作業を抑制することで採算性を確保しており、**受注者の裁量は認められるべき**。
- ✓ 契約上、受注者の裁量の範囲を規定していないことが問題である。
- ✓ 数量を規定する必要がある工種については、仕様発注とすべきであり、委託費用を含め双方合意の上で、性能発注と仕様発注の再整理が必要。

【議題 3 – 4】

処理場・抽水所に対する 評価基準について

5年毎の条件見直しに先立ち、評価基準値及び
判断基準について（改定に向けて）

3-4. 処理場・抽水所に対する評価基準について

【危険水位超過について(案)】

- ✓ モニタリングマニュアルにて、危険水位超過時に報告書を提出することと定められているため、降雨状況や受注者の運転管理状況に関係なく、危険水位超過時に提出を求めてきた。

⇒これまでの有識者会議において、毎回超過報告があり、評価手法に課題があった。



これまでの課題を踏まえ、判断基準を以下のとおり整理する

「危険水位を超過」または、「浸水」が発生した場合は、

方面設備課へ報告する（チャート等、必要資料の提出のみ）

ただし、以下のいずれかに該当した場合、**原因と対策を含めた『状況報告書』を提出する**

・危険水位超過までに、可動ポンプ全台運転出来ていなかった場合

（可動ポンプ：工事や修繕等によって運転不可状態のポンプを除いたポンプ）

・降雨強度が、60mm/1時間、10mm/10分を超えていなかった場合